

令和8年5月8日

令和8年

第7回米子市教育委員会定例会議案

【議案第34号から議案第39号まで】

米子市教育委員会

令和 8 年第 7 回米子市教育委員会定例会議案

目 次

- 議案第 3 4 号 米子市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定等に対する意見について
- 議案第 3 5 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
- 議案第 3 6 号 財産の取得について
- 議案第 3 7 号 令和 8 年度米子市一般会計補正予算（補正第 2 回）について（教育委員会の所管に属する部分）
- 議案第 3 8 号 米子市社会教育委員の委嘱について
- 議案第 3 9 号 米子市図書館協議会委員の任命について

議案第 3 4 号

米子市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定等に対する意見について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 7 条第 1 項及び第 2 9 条の規定により、米子市長から意見を求められた米子市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定及び米子市立幼保連携型認定こども園の設置並びに教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案の作成について、米子市教育委員会の意見を取りまとめる。

令和 8 年 5 月 8 日

米子市教育委員会



こ施起第61号-1
令和8年4月30日

米子市教育委員会
教育長 浦 林 実 様

米子市長 伊 木 隆 司
(公印省略)

米子市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的
事項の策定に係る意見聴取について

米子市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項及び米子市立認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取すべき事務を定める規則（令和4年米子市規則第1号）本則第1号の規定により、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 教育課程に関する基本的事項を策定しようとする幼保連携型認定こども園
米子市西こども園
※なお、この名称は、令和8年米子市議会次期定例会に提案予定の米子市
児童福祉施設条例及び米子市立認定こども園条例の一部を改正する条例
の制定についての議案が市議会において可決され、当該条例を公布した
ときに、正式なものとなります。
- 2 策定しようとする教育課程に関する基本的事項（運営規程）
別紙のとおり

事務担当者
こども総本部こども施設課
建部（内線441）

議案第34号資料

米子市立幼保連携型認定こども園の教育課程に関する基本的事項 (運営規程)の策定について

1 策定理由

令和9年4月1日付けで米子市西こども園^{*}を設置するに当たり、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号）第15条第1項第5号及び第16条、鳥取県認定こども園条例（平成26年鳥取県条例第43号）別表第2並びに米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年米子市条例第24号）第20条の規定に基づき、当該幼保連携型認定こども園において提供する教育・保育の内容等を記載した規程（運営規程）を策定しようとするものです。

※なお、「米子市西こども園」という名称は、令和8年米子市議会次期定例会に提案予定の米子市児童福祉施設条例及び米子市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についての議案が市議会において可決され、当該条例を公布したときに、正式なものとなる。

2 策定する運営規程における教育課程の内容

別添のとおり

(参考法令)

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号）

(幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請又は届出等)
第15条 幼保連携型認定こども園の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次に掲げる事項を記載した書類及び法第13条第1項の条例で定める要件に適合していることを証する書類を添えてしなければならない。
(1)～(4) [省略]
(5) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（第3項及び次条において「園則」という。）
(6)・(7) [省略]
2・3 [省略]

(幼保連携型認定こども園の園則に記載すべき事項)
第16条 園則には、少なくとも、次に掲げる事項を記載しなければならない。
(1) 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
(2) 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
(3) 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
(4) 利用定員及び職員組織に関する事項
(5) 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
(6) 保育料その他の費用徴収に関する事項
(7) その他施設の管理についての重要事項

2 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）

（幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準）

第4条 認定こども園法第13条第1項の条例で定める基準は、別表第2のとおりとする。

別表第2（第4条関係）

項目	基準
	[省略]
サービスの提供	1・2 [省略] 3 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する教育及び保育の内容 (3) 職員の職種、人数及び職務の内容 (4) 教育又は保育を行う日及び時間 (5) 保護者から受領する費用の種類及び額 (6) 子どもの区分ごとの利用定員 (7) 利用の開始及び終了に関する事項 (8) 非常災害その他の緊急時における対応方法 (9) 虐待の防止に関する措置 4～12 [省略]
	[省略]

3 米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年米子市条例第24号）

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

別紙 米子市西こども園の運営規程における教育課程の内容

1 施設の概要、目的及び運営の方針

名称	米子市西こども園
所在地	米子市錦町三丁目9番地7
電話番号	(0859) 22-5693
取り扱う保育事業の種類	延長保育、預かり保育（1号認定）、一時預かり事業
施設の目的	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
運営の方針	幼児の実態、地域の実情を把握し、子どもの最善の利益を考え、心身ともに健やかに育てる。意欲や協調性を育て、生活に喜びをもって主体的に生きていける力を育てていくよう努める。
設備の概要	鉄筋コンクリート造2階建 園舎面積1,548.03㎡ 園庭面積624㎡ 乳児室1、ほふく室1、保育室4、遊戯室2

2 提供する特定教育・保育の内容

教育・保育理念	公立認定こども園として子どもの最善の利益を考え、子ども達を心身ともに健やかに育てる。
教育・保育方針	○子ども一人一人を大切にし、主体性、自主性を尊重しながら心豊かな子どもを育てる。
教育・保育目標	○心身共に健康な生活をする子ども ○豊かな心を持ち、自分で考え行動する子ども ○友達を大切にし、認め合い助け合う子ども ○好奇心を持ち、意欲的に取り組む子ども
年 齢 ご と の 教 育 ・ 保 育 の 目 標	
0歳児	・睡眠、食事、活動の生活リズムが整い心地よく過ごす。
1歳児	・安心できる保育者等との関係の中で、自分でしようとする気持ちが芽生える。
2歳児	・安全な環境の中で、保育者等や友達と一緒に、遊びや生活を楽しむ。
3歳児	・保育者等や友達と関わりをもちながら、様々な活動を楽しむ。
4歳児	・保育者等や友達と一緒に遊びながらつながりを広げ、自分の力を発揮する。
5歳児	・友達とのつながりを深め、相手のよさに気付き、共に充実感を味わいながら活動する。

3 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	人数	職務
園長	1人	園業務の管理、運営
副園長	1人	園長の補佐、教育・保育業務、子育て支援
主幹保育教諭	1人	教育・保育の指導及び統括、教育・保育業務
保育教諭	13人以上	教育・保育業務
看護師	2人以上	痰吸引・経管栄養等の医療行為・保育業務
調理員	5人	給食等の調理（委託）

勤務体制	早番	7:20～16:05	2人以上
	普通番	8:30～17:15	最低基準以上の配置
	遅番	10:15～19:00（月～金）	2人以上
		9:45～18:30（土）	2人以上

4 学年・学期及び特定教育・保育の提供を行う日、時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

学年・学期	学年 4月1日～3月31日 1学期 4月1日～7月31日 2学期 8月1日～12月31日 3学期 1月1日～3月31日
開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	7:30～19:00
利用時間	（1号認定）月曜日から金曜日まで 教育時間認定（4時間以上） 8:30～14:30 （2・3号認定） 保育短時間認定（8時間） 8:30～16:30 保育標準時間認定（11時間） 7:30～18:30
預かり保育時間	（1号認定） 平日 14:30～16:30 土曜日・長期休業期間 8:30～16:30
延長保育時間	（2・3号認定） 保育短時間認定（8時間） 7:30～8:30 16:30～18:30 保育標準時間認定（11時間） 18:30～19:00
休園日	日曜日・祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
長期休業期間（1号認定）	（学年始休業日）4月1日から同月12日までの間において期間をもって市長が定める日 （夏季休業日）7月10日から9月10日までの間において期間をもって市長が定める日 （冬季休業日）12月20日から翌年1月14日までの間において期間をもって市長が定める日 （学年末休業日）3月21日から同月31日までの間において期間をもって市長が定める日

運営規程

米子市西こども園の運営規程について、以下のとおり定める。

設置者に関する事項

設置者の名称	米子市
設置者の所在地	米子市加茂町一丁目 1 番地
設置者の電話番号	(0859) 22-7111
代表者氏名	市長 伊木隆司

(1) 施設の概要、目的及び運営の方針

名称	米子市西こども園
所在地	米子市錦町三丁目 9 2 番地 7
電話番号	(0859) 22-5693
取り扱う保育事業の種類	延長保育、預かり保育（1号認定）、一時預かり事業
施設の目的	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
運営の方針	幼児の実態、地域の実情を把握し、子どもの最善の利益を考え、心身ともに健やかに育てる。意欲や協調性を育て、生活に喜びをもって主体的に生きていける力を育てていくよう努める。
設備の概要	鉄筋コンクリート造 2 階建 園舎面積 1,548.03 m ² 園庭面積 624 m ² 乳児室 1、ほふく室 1、保育室 4、遊戯室 2

(2) 提供する特定教育・保育の内容

教育・保育理念	公立認定こども園として子どもの最善の利益を考え、子ども達を心身ともに健やかに育てる。
教育・保育方針	○子ども一人一人を大切にし、主体性、自主性を尊重しながら心豊かな子どもを育てる。
教育・保育目標	○心身共に健康な生活をする子ども ○豊かな心を持ち、自分で考え行動する子ども ○友達を大切にし、認め合い助け合う子ども ○好奇心を持ち、意欲的に取り組む子ども

年 齢 ご と の 教 育 ・ 保 育 の 目 標	
0歳児	・睡眠、食事、活動の生活リズムが整い心地よく過ごす。
1歳児	・安心できる保育者等との関係の中で、自分でしようとする気持ちが芽生える。
2歳児	・安全な環境の中で、保育者等や友達と一緒に、遊びや生活を楽しむ。
3歳児	・保育者等や友達と関わりをもちながら、様々な活動を楽しむ。
4歳児	・保育者等や友達と一緒に遊びながらつながりを広げ、自分の力を発揮する。
5歳児	・友達とのつながりを深め、相手のよさに気付き、共に充実感を味わいながら活動する。

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	人数	職 務
園長	1人	園業務の管理、運営
副園長	1人	園長の補佐、教育・保育業務、子育て支援
主幹保育教諭	1人	教育・保育の指導及び統括、教育・保育業務
保育教諭	13人以上	教育・保育業務
看護師	2人以上	痰吸引・経管栄養等の医療行為・保育業務
調理員	5人	給食等の調理（委託）

勤務体制	早番	7:20～16:05	2人以上
	普通番	8:30～17:15	最低基準以上の配置
	遅番	10:15～19:00（月～金）	2人以上
		9:45～18:30（土）	2人以上

(4) 学年・学期及び特定教育・保育の提供を行う日、時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

学年・学期	学年 4月1日～3月31日 1学期 4月1日～7月31日 2学期 8月1日～12月31日 3学期 1月1日～3月31日
開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	7:30～19:00
利用時間	(1号認定) 月曜日から金曜日まで 教育時間認定(4時間以上) 8:30～14:30 (2・3号認定) 保育短時間認定(8時間) 8:30～16:30 保育標準時間認定(11時間) 7:30～18:30

預かり保育時間	(1号認定) 平日 14:30～16:30 土曜日・長期休業期間 8:30～16:30
延長保育時間	(2・3号認定) 保育短時間認定(8時間) 7:30～8:30 16:30～18:30 保育標準時間認定(11時間) 18:30～19:00
休園日	日曜日・祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日まで)
長期休業期間(1号認定)	(学年始休業日)4月1日から同月12日までの間において期間をもって市長が定める日 (夏季休業日)7月10日から9月10日までの間において期間をもって市長が定める日 (冬季休業日)12月20日から翌年1月14日までの間において期間をもって市長が定める日 (学年末休業日)3月21日から同月31日までの間において期間をもって市長が定める日

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

費用の種類別	支払いを求める理由	金額
保育料 (3号認定)	保育にかかる費用の一部を負担していただくため	市長の定める額
	支払方法：口座振替又は納付書払い 4月と9月に保育料額の改定あり	
預かり保育料 (1号認定)	認定時間外の利用となるため	平日：50円/30分 土曜日・長期休業期間：700円/日 8:30～13:00 400円/半日
	支払方法：現金又はキャッシュレス決済により徴収	
延長保育料 (保育短時間認定)	認定時間外の利用となるため	市長の定める額
	支払方法：現金又はキャッシュレス決済により徴収	
副食費	食事(おかず、おやつ)の提供に要する費用を負担していただくため	(1号認定) 2号認定と同額 (2号認定) 国の基準に基づいた額
	支払方法：口座振替又は納付書払い 保育料の振替口座と同じ口座で振替継続 副食費の振替は、保育料無償となる3歳児クラスの4月以降開始し、開始時期に通知	
実費徴収	日々の教育・保育に必要であるため	自由画帳・粘土・粘土ケース・はさみ・サインペン・クレパス・カラー帽子・

		のり・道具箱・体操服 スポーツ振興センター災害共済負担金 フッ化物洗口代（4・5歳児のみ）
--	--	---

(6) 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年齢	利用定員							合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
1号認定	-	-	-	2人	2人	2人	6人	120
2・3号認定	9人	9人	12人	28人	28人	28人	114人	人

※0歳児は生後6週以上から受入れ

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項

利用の開始に関する事項	<p>(1号認定)</p> <p>一般に募集はしない。ただし、当園で受け入れるべき特段の事情がある場合には、入園検討会議において検討した上で入園の可否を決定し、教育の提供の開始に当たり重要事項説明に同意をしたときに、利用を開始する。</p> <p>(2・3号認定)</p> <p>市の利用調整の結果、当園に内定した場合で、保育の提供の開始に当たり重要事項説明に同意をしたときに、利用を開始する。</p>
利用の終了に関する事項	<p>下記のいずれか早い時までで利用を終了する。</p> <p>(1) 満6歳になった年度の末日（卒園）</p> <p>(2) 保護者から退園の申し出があったとき</p> <p>(3) 保育が必要な理由ごとの利用期間が満了になったとき (引き続き1号認定こどもとして利用する場合を除く。)</p> <p>(4) 市町村の認定（3号）に該当しなくなった時</p> <p>※就学・求職活動・産前産後・育児休業（継続児に限る。）が理由の場合の入園できる期間は、当該年度の保育施設等入園案内に示す。</p> <p>※不正や虚偽により入園していたことが判明した場合は、教育・保育の利用に要した費用について徴収し、退園とする場合がある。</p>

(8) 特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項

入園	市長は、入園前に実施する健康診断の結果、保育に支障があると認められる場合は入園を取り消すことがある。
送迎	送迎は保護者が行い、それ以外の者が送迎する場合は、安全確認のため、必ず事前に名前等を把握する。
欠席する場合の連絡	欠席の連絡が、登園予定時刻までに無い場合は、必要に応じて欠席の確認を行う。
毎朝の体温確認	登園前の体温、健康状態等の確認及び連絡がなされているか確認する。

感染症について	麻疹（はしか）・百日咳・水痘症・耳下腺炎（おたふく）等の学校感染症にかかった場合は園児を休ませ、回復後に登園する際には病院を受診後「登園許可証」（保護者自署）の提出を保護者に依頼する。
発熱時の対応について	園児が発熱した場合は、休みとし、体温だけではなく、顔色が悪い、下痢・嘔吐がある場合も登園を控えるよう依頼する。
投薬について	医療行為に当たるため、原則として行わないものとし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき投薬するものとする。 この場合、保護者に「投薬依頼書・薬の明細書」を添えて、必ず職員に手渡しするよう依頼する。
食物アレルギー対応の届けについて	「食物アレルギー」等がある場合は、「食物アレルギー対応食申請書」、「医師の指示書」、「食物アレルギーチェック表」の提出をするよう、保護者に依頼する。
障がい児保育について	保護者に障がいに関する情報の提供を求めるとともに、園長は個別保育の必要量を判断し、保育する。
保育業務支援システムの利用について	園児について、園生活の記録を行い、園と保護者がインターネットを活用して連絡を取り合う保育業務支援システムを利用する。

(9) 緊急時等における対応方法

保育中にケガ及び容体の変化等があった場合	直ちに保護者に連絡し様子を伝える。必要な時は医療機関を確認し、受診をするなど必要な措置を行う。	
保護者と連絡が取れない場合	あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先の優先順に連絡し、繋がらない時は乳幼児の身体の安全を最優先させ、必要な対処を行う。	
学校医	(内科医) 年度毎に決定する	(歯科医) 年度毎に決定する
	所在地 電話	所在地 電話
学校薬剤師	年度毎に決定する 所在地 電話	
救急隊	米子消防署	
	所在地 米子市富士見町一丁目103番地1 電話 (0859) 39-0251 又は 119	
警察署	米子警察署 角盤交番	
	所在地 米子市富士見町二丁目21番地 電話 (0859) 22-2244 又は 110	

(10) 非常災害対策

消防計画 作成(変更)届出書	米子消防署へ毎年度届出 防火管理者 : 園長			
避難訓練・避難計画	地震、火災、風水害を想定した訓練・避難計画策定 消防署への火災通報訓練・消火訓練			
防災設備	消火器、誘導灯・自動火災報知設備・非常警報器具			
避難場所	第1避難場所	園舎玄関前	第2避難場所	錦町児童公園
	第3避難場所	義方小学校		

(1 1) 虐待防止のための措置に関する事項

情報の共有	入園児の状況等について、職員相互が情報を共有し、問題を発見したときは、解決に向けて話し合う。
園長による保育実施状況の巡回、把握、指導	疑問に感じたことを伝え、保育者等と話し合い、必要に応じて指導する。

(1 2) 保護者に対する子育ての支援の内容

保護者との連携	教育・保育に関する専門的な知識や技術をいかして保育環境を整え、保護者の理解・協力を得ながら園運営を行い、子どもの育ちを共有する。	
保護者からの相談	保護者の意思を尊重し、信頼関係を築きながら、家庭環境を考慮して適切な支援を行う。	
一時預かり事業	時間	平日 8:30～16:30 ※土曜日・日曜日は提供なし
	対象	生後8週以上から
	料金	3歳未満児 2,000円/日（給食等300円含む。） 3歳以上児 1,000円/日（給食等300円含む。）
	体制	職員2人に対応 専用室なし

(1 3) 運営に関する重要事項

○苦情解決のための措置に関する事項

相談・苦情受付担当者	(副園長) 事業実施計画書のとおり電話(0859)22-5695
相談・苦情解決責任者	(園長) 事業実施計画書のとおり電話(0859)22-5695
第三者委員	市の委嘱する者3人
相談・苦情受付方法	面接・文書・電話などの方法で、相談・苦情を受け付ける。
市の相談・苦情窓口	米子市 こども総本部 こども施設課 米子市錦町一丁目139番地3 電話(0859)23-5441



こ施起第60号-1
令和8年4月30日

米子市教育委員会
教育長 浦 林 実 様

米子市長 伊 木 隆 司
(公印省略)

米子市立幼保連携型認定こども園の設置に係る意見聴取について

米子市立幼保連携型認定こども園の設置について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項及び米子市立認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取すべき事務を定める規則（令和4年米子市規則第1号）本則第2号の規定により、貴委員会の意見を伺います。

記

1 設置しようとする幼保連携型認定こども園

名称	位置
米子市西こども園	米子市錦町三丁目92番地7

2 設置予定年月日
令和9年4月1日

事務担当者
こども総本部こども施設課
建部（内線441）

議案第34号資料

米子市立幼保連携型認定こども園の設置について

1 設置しようとする幼保連携型認定こども園

名称	位置
米子市西こども園	米子市錦町三丁目92番地7

2 設置予定年月日

令和9年4月1日

(参考事項)

1 公立保育所の統合・建て替え構想

本市では、よなごっこ未来計画（米子市こども計画）に定める公立保育所の建て替えに係る個別の方向性に基づき、公立保育所の統合及び建て替えを進めている。

幼児期の教育及び保育を一体的に提供し、並びに地域における子育てをより一層支援していくため、統合・建て替え後の園は、幼保連携型認定こども園とし、就学に向けて円滑な移行ができるよう取り組むこととしている。

この公立保育所の統合・建て替えにより、次代の社会を担う就学前の子どもたちが、安心して健やかにのびのびと生活し、集団生活を通して学ぶことができる環境を持続的に提供する体制を整えるとともに、幼保小の連携、地域の子育て支援及び特別な支援が必要な子どもへの支援体制の強化を図ろうとするものである。

2 米子市西保育園及び米子市ねむの木保育園の統合建て替えについて

老朽化した米子市西保育園と米子市ねむの木保育園を統合し、米子市西保育園旧園舎跡地に新たに幼保連携型認定こども園を整備することとした。市街地の利便性を活かしつつ、十分な広さと見通しの良さを備えた接道環境により、送迎車両が安全にすれ違える安心・便利な施設を目指している。また、当該統合園を医療的ケア児を受け入れるための拠点施設として運用することを予定している。

3 米子市西こども園の施設の概要

- (1) 所在地 米子市錦町三丁目92番地7
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- (3) 面積 (敷地) 2,086.91平方メートル
(建物) 1,548.03平方メートル
- (4) 設置予定 令和9年4月1日
- (5) 定員 120人

4 幼保連携型認定こども園

(1) 位置付け

- ア 根拠法令 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）
- イ 義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として設置される施設（認定こども園法第2条第7項）
- ウ 教育基本法上の学校と児童福祉法上の児童福祉施設の両方の性格を併せ持つ。
- エ 幼稚園と同等の法的位置付けとなるように、多種多様な法令で設けられている「学校」に係る規制や特例等についても幼保連携型認定こども園には適用される。

(2) 所管

地方公共団体の長

(3) 教育委員会の関与

- ア 地方公共団体の長は、次の場合は教育委員会の意見を聴かなければならないとされている。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）第27条）
 - (7) 地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、教育課程に関する基本的事項の策定その他の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして地方公共団体の規則で定めるものを実施するとき。
 - (4) (7)の規則を制定し、又は改廃しようとするとき。
- イ 教育委員会は、地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。（地教行法第27条の2）
- ウ 教育委員会は、ア及びイによる権限を行うため必要があるときは、地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。（地教行法第27条の3）
- エ 地方公共団体の長は、幼保連携型認定こども園に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。（地教行法第27条の4）
- オ 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見を聴かなければならない。（地教行法第29条）

(参考法令)

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第27条、第27条の2、第27条の3、第27条の4及び第29条

(幼保連携型認定こども園に関する意見聴取)

- 第27条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。
- 2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

- 2 米子市立認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取すべき事務を定める規則（令和4年米子市規則第1号）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定により、米子市立幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）に関する事務のうち、その実施に当たり米子市教育委員会の意見を聴かなければならないものは、次のとおりとする。

- (1) 認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関すること。
- (2) 認定こども園の設置及び廃止に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、米子市教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして市長が認めるもの



こ施起第63号-1
令和8年4月30日

米子市教育委員会
教育長 浦 林 実 様

米子市長 伊 木 隆 司
(公印省略)

教育に関する事務について定める市議会の議決を経るべき事件
の議案に係る意見聴取について

下記の教育に関する事務について定める市議会の議決を経るべき事件の
議案を作成するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和
31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 議案名 米子市児童福祉施設条例及び米子市立認定こども園条例の一
部を改正する条例の制定について
- 2 議案案 別紙のとおり

事務担当者
こども総本部こども施設課
建部（内線441）

議案第34号資料

米子市児童福祉施設条例及び米子市立認定こども園条例の一部を
改正する条例

(改正理由)

よなごっこ未来計画（米子市こども計画）に定める公立保育所の建て替えに係る個別の方向性に基つき、令和9年4月1日から米子市西保育園及び米子市ねむの木保育園を統合し、幼保連携型認定こども園として運営するため、改正しようとするものです。

(改正内容)

1 米子市児童福祉施設条例の一部改正関係（第1条）

本市が設置する保育所のうち、米子市西保育園及び米子市ねむの木保育園を廃止することとする。

2 米子市立認定こども園条例の一部改正関係（第2条）

米子市立幼保連携型認定こども園として、米子市西こども園を設置することとする。

3 準備行為

米子市西こども園の入園に関する手続その他の必要な準備行為は、2の施行前においても行うことができることとする。（附則第2項関係）

4 施行期日

この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、3については公布の日から施行することとする。

(参考法令)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第34号資料

議案第 号

米子市児童福祉施設条例及び米子市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
次のとおり米子市児童福祉施設条例及び米子市立認定こども園条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和 年 月 日提出

米子市長 伊 木 隆 司

議案第34号資料

米子市児童福祉施設条例及び米子市立認定こども園条例の一部を改正する条例

(米子市児童福祉施設条例の一部改正)

第1条 米子市児童福祉施設条例(平成17年米子市条例第128号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(設置)</p> <p>第2条 米子市児童福祉施設(以下単に「施設」という。)を次のとおり設置する。</p> <p>(1) 保育所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[削除]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[削除]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) [省略]</p>	名称	位置		[削除]		[削除]	[省略]		<p>(設置)</p> <p>第2条 米子市児童福祉施設(以下単に「施設」という。)を次のとおり設置する。</p> <p>(1) 保育所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">米子市ねむの木保育園</td> <td style="border: 2px solid black;">米子市錦町三丁目77番地</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">米子市西保育園</td> <td style="border: 2px solid black;">米子市錦町三丁目92番地7</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) [省略]</p>	名称	位置	米子市ねむの木保育園	米子市錦町三丁目77番地	米子市西保育園	米子市錦町三丁目92番地7	[省略]	
名称	位置																
	[削除]																
	[削除]																
[省略]																	
名称	位置																
米子市ねむの木保育園	米子市錦町三丁目77番地																
米子市西保育園	米子市錦町三丁目92番地7																
[省略]																	
備考 表中の [] の記載は、注記である。																	

(米子市立認定こども園条例の一部改正)

第2条 米子市立認定こども園条例(令和3年米子市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第2条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第12条の規定に基づき、米子市立幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)を次のとおり設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第12条の規定に基づき、米子市立幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)を次のとおり設置する。</p>

名称	位置
米子市東こども園	[省略]
米子市西こども園	米子市錦町三丁目92番地7
[省略]	

名称	位置
米子市東こども園	[省略]
[新設]	
[省略]	

備考 表中の [] の記載は、注記である。

附 則

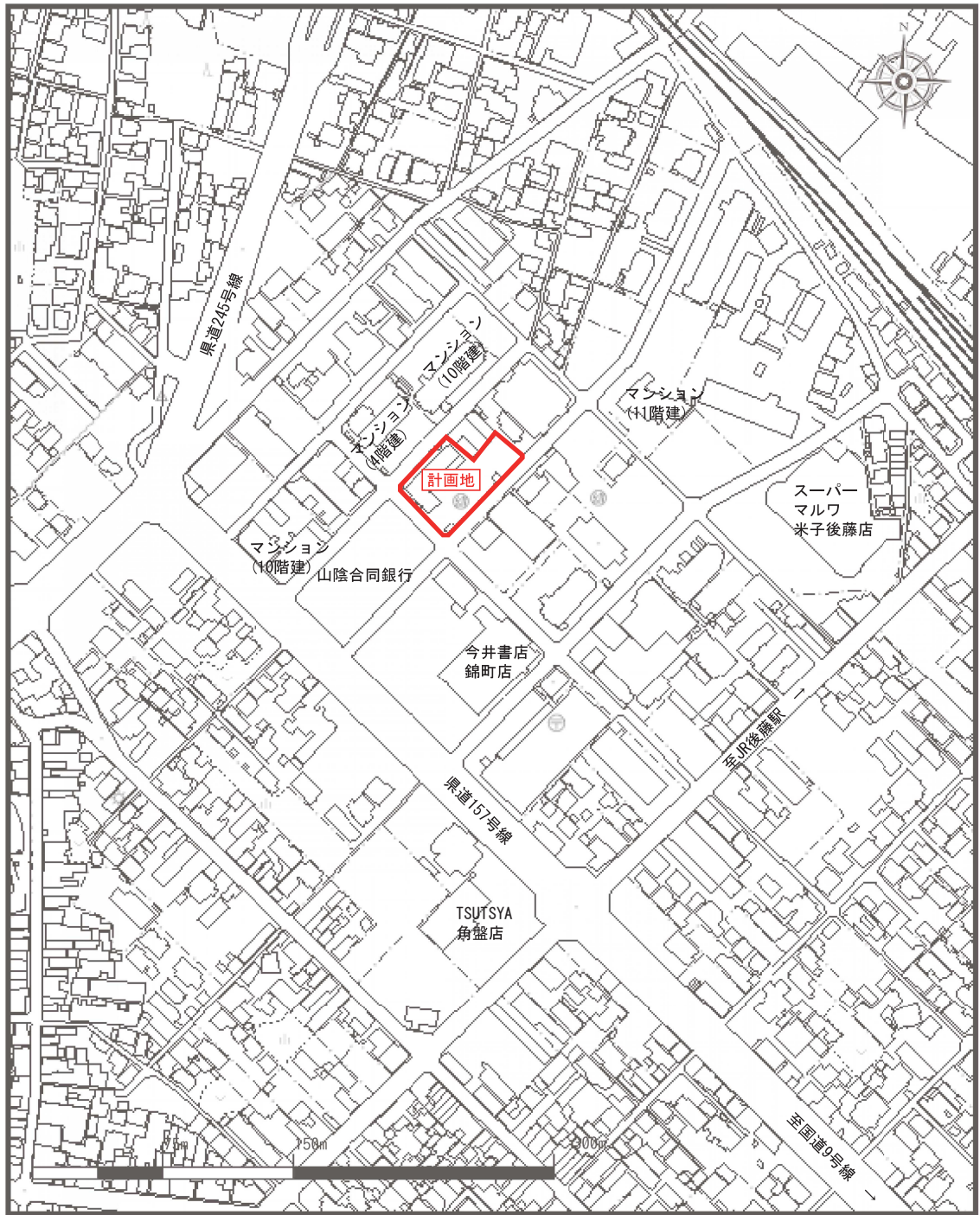
(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 米子市西こども園の入園に関する手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第34号関係図面



議案第 35 号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

教育に関する事務に係る工事請負契約の締結についての議決の一部変更についての議案を作成することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、米子市教育委員会の意見を取りまとめる。

令和 8 年 5 月 8 日

米子市教育委員会

議案第 号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

令和7年7月8日に議会の議決を経た米子市立学校施設照明LED化業務に係る施工業務に係る「工事請負契約の締結について」（令和7年議案第60号）の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年5月 日提出

米子市長 伊 木 隆 司

「工事請負契約の締結について」の表の契約金額の項中「234,643,200円」を「265,609,200円」に改める。

議案第 号参考資料

議案第 60 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 16 日提出

米子市長 伊 木 隆 司

工事の名称	米子市立学校施設照明LED化業務に係る施工業務
工事の場所	米子市陽田町74番地2ほか
契約金額	234,643,200円
相手方	ホクシン・岡田電工・栄和電気工事共同企業体 代表者 米子市夜見町3079番地17 株式会社ホクシン 代表取締役 濱 田 修
契約の方法	公募型プロポーザル方式による随意契約

議案第 36 号

財産の取得について

教育に関する事務に係る財産の取得についての議案を作成することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、米子市教育委員会の意見を取りまとめる。

令和 8 年 5 月 8 日

米子市教育委員会

議案第 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年5月 日提出

米子市長 伊 木 隆 司

1 財産の表示

種 類	品 目	数 量
学習用情報通信機器	L e n o v o 製学習用タブレット端末	8,615台

2 取得の目的

米子市立小学校における授業で使用する学習用情報通信機器として取得する。

3 取得価額

4億7,382万5,000円

4 相手方

米子市両三柳328番地

株式会社ケーオウエイ

代表取締役 小 西 慶 太

Lenovo 500e Gen4s Light

前回のGIGAスクール構想で最も導入された機種の後継機種になります。確かな導入実績からくる課題や要望を踏まえた、堅牢性とスペックの両面で、5年間安心してご活用いただけるマルチモードPCです。

- ★ GIGA1.0での操作性を踏襲した堅牢性重視のモデル
- ★ CBTテスト/デジタル教科書を考慮した高スペック設計
(CPU N150/ストレージ64GB採用)
- ★ 利便性を向上させるペンシルタッチ機能
- ★ お客さまにて交換可能な内蔵バッテリー
- ★ インターフェイスが充実
(2x USB Type-c* / USB Type-A / HDMI、オーディオジャック)



ラップトップモード



タブレットモード



テントモード



スタンドモード

* CPUの制限により、HDMIと同時に利用する際はPC本体の画面を含めて最大3画面の出力に対応します。

MIL規格準拠 (31項目)

マルチタッチ対応
11.6型IPS液晶

バッテリー駆動時間
最大約16.7時間

本体質量(予定)
約1.24kg

メインメモリ
4GB

主なスペック

Lenovo 500e Chromebook Gen 4s Light	
製品番号	83W4S00100
OS	ChromeOS
CPU	インテル® プロセッサー N150
メモリ	オンボード : 4GB LPDDR5
ストレージ	64GB eMMC
ディスプレイ	LEDバックライト付 11.6型 HD IPS液晶 (1366x768ドット、約1,677万色、16:9)、マルチタッチ対応(10点)、ゴリラガラス ビデオ・チップ
インターフェース	Type-C USB 10Gbps (USB 3.2 Gen 2/USB PD/DP Alt Mode) (Video-out対応) x 2 Type-A USB 5Gbps (USB 3.2 Gen 1) x 1
ワイヤレス	インテル® Wi-Fi 6E AX211 a/b/g/n/ac/ax
Bluetooth	Bluetooth v5.3
カメラ	前面 : HD 720p カメラ、プライバシーシャッター付き/背面 : 500万画素
本体寸法	約 289.6 x 202.4 x 20.4mm
本体質量	約 1.24kg
バッテリー使用時間	約 15.6時間

議案第37号

令和8年度米子市一般会計補正予算（補正第2回）について（教育委員会の所管に属する部分）

令和8年度米子市一般会計補正予算（補正第2回）に係る議案（教育委員会の所管に属する部分）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、米子市教育委員会の意見を取りまとめる。

令和8年5月8日

米子市教育委員会

（単位：千円）

年度 区分(項・目)	令和8年度予算額			備考
	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
【10款 教育費】	6,185,344	35,861	6,221,205	
1 教育総務費	1,487,781		1,487,781	
1 教育委員会費	2,931		2,931	
2 事務局費	1,484,850		1,484,850	
2 小学校費	1,354,241	25,140	1,379,381	
1 学校管理費	1,198,908		1,198,908	
2 教育振興費	138,623		138,623	
3 学校建設費	16,710	25,140	41,850	
3 中学校費	1,205,582	10,721	1,216,303	
1 学校管理費	366,065		366,065	
2 教育振興費	154,567		154,567	
3 学校建設費	684,950	10,721	695,671	
4 社会教育費	928,480		928,480	
1 社会教育総務費	140,764		140,764	
3 図書館費	213,266		213,266	
4 教育文化施設費	102,389		102,389	
7 美術館費	193,310		193,310	
10 文化財保護費	278,751		278,751	
5 保健体育費	1,209,260		1,209,260	
1 保健体育総務費	80,230		80,230	
4 給食施設費	1,129,030		1,129,030	
合 計	6,185,344	35,861	6,221,205	

事業の概要（令和8年度米子市一般会計補正予算（補正第2回））

担当課 こども施設課

（単位：千円）

区分	事業名	補正予算額 (補正後)	説明
継続	小学校施設照明 LED 化事業 中学校施設照明 LED 化事業 (2項-3目) (3項-3目)	35,861 (35,861)	令和7年度の事業の実施過程において、「機器の設置台数の追加」及び「特注品等の採用」による事業費の増への対応が必要となったため、予算を計上し対応するもの。 小学校 10校 委託料 25,140 中学校 5校 委託料 10,721

議案第 38 号

米子市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律 207 号）第 15 条第 2 項の規定により、米子市社会教育委員を次のとおり委嘱する。

令和 8 年 5 月 8 日

米子市教育委員会

1 委員の任期 令和 8 年 5 月 9 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名、所属等

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
社会教育関係者	南前 孝明	米子市人権・同和教育推進協議会	新任

議案第39号

米子市図書館協議会委員の任命について

図書館法（昭和25年法律第118号）第15条の規定により、米子市図書館協議会委員を次のとおり任命する。

令和8年5月8日

米子市教育委員会

- 1 委員の任期 令和8年5月8日から令和9年10月31日まで
- 2 委員の氏名、所属等

区 分	氏 名	所 属	備 考
学校教育の関係者	頼 田 敬 子	米子市小学校長会	新任
	隠 樹 佐与志	米子市中学校長会	新任
社会教育の関係者	亀 井 智 子	米子市社会教育委員の会	新任